

泉佐野市環境美化活動報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「泉佐野市環境美化推進条例」の促進を図るため、泉佐野市町会連合会に加入している団体（以下「団体」という。）が自主的に行う、地域の環境美化清掃活動に対し、報償金を交付することについて必要な事項を定める。

(団体の登録等)

第2条 報償金を受けようとする団体は、泉佐野市環境美化活動団体登録申請書を市長に提出し、市の審査を受けなければならない。又、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

2. 報償金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 地域の住民全体が参加するような環境美化清掃活動（実施場所は私有地ではなく、水路や道路、公園等の公共地）を、概ね年間4回以上実施していること。

(2) 地域の環境美化清掃活動を概ね2年以上継続して実施していること。

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、基本額35,000円に団体の世帯数（その年度当初の市報配布部数を基準とする。）に30円を乗じて得た額の合計額とする。

(交付申請)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、毎年度末までに当該年度に係る泉佐野市環境美化活動報償金交付申請書を市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合はその内容を審査し、適当と認められるときは当該団体に対して報償金を口座振込により交付するものとする。

(報償金の返還等)

第6条 市長は、報償金を交付した団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した報償金の全部、又は一部を返還させることができる。

(1) 報償金の申請に不正があったとき。

(2) その他、不相当と認められる事実があったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。